環境訴訟における行政裁量統制*

- 類型化と今後の議論の方向性 -

後 藤 浩 士

- 1. 問題意識
- 2. 行政裁量の定義・根拠
- 3. 行政裁量の限界
- 4. 従来の行政裁量統制論の類型化 3分類説 -
- 5. 司法統制密度と審査基準との対応関係
- 6. 司法審査の手法
- 7. 判断過程審査の精緻化作業
- 8. 今後の議論の方向性

1. 問題意識

現在、環境リスクが日常化・深刻化する中で、環境問題が争訟化し、社会的関心が非常に高まっている。また、国内外の環境法の整備や訴訟制度の改革等の結果、環境訴訟における判決手法にも変化が表れている。さらに、福島第1原発事故の経験から、原子力利用の安全性を専門家委員会(現行制度では原子力規制委員会)への信頼性のみで正当化することは社会的に見ても困難な状況にあり、司法審査のあり方も従来よりも踏み込んだものにならざるを得ない。

環境訴訟は、民事訴訟と行政訴訟に大別できるが、本稿では環境価値の公益性や保守的であると批判されてきた行政訴訟の今後の可能性に注目し、行政庁の裁量的判断に対する司法権による統制可能性について論じるものである。

わが国において環境行政訴訟を提起する場合、「訴訟要件」の有無が問題

となるが、本稿は、「訴訟要件」を充足した後の「本案審理」段階における 行政裁量の逸脱・濫用(踰越・濫用)の有無に関する近時の判例理論や学説 の展開に着目するものである。2004年に行政事件訴訟法が改正され、訴訟要 件が緩和されたこともあり、「本案審理」段階において行政庁の裁量的判断 の違法性について正面から争われる事例が増えている。しかしその一方、裁 判例における審査手法や密度が安定しておらず、その意義・射程等に関し不 明確さが指摘される(1)。

また、「原告適格」の認定時において、処分の直接の根拠法令以外にも「関係法令」が参酌されるようになった結果(行政事件訴訟法9条2項)⁽²⁾、それらの法令が本案審理における審査基準として用いられるようになった(小田急高架化訴訟上告審本案判決、以下「小田急本案判決」という)⁽³⁾。このような状況の中で、本稿では環境行政訴訟を検討課題に据え、司法権による行政裁量統制に関し、これまで複雑に展開されてきた学説や不安定な判例理論に対し、若干の整理・類型化を試み、今後の議論の方向性を示さんとするものである。

2. 行政裁量の定義・根拠

行政裁量とは、「立法者が法律の枠内で行政機関に認めた判断の余地」のことである(*)。行政権への民主的コントロールの必要性から、行政機関は法律に基づき行政活動を行っているが(法律による行政の原理)、行政需要への柔軟・迅速な対応や専門・技術的な判断、また政策的な判断が求められる場面では、行政裁量が許容されることはもちろん、むしろ要請される場面が拡大しているとも言える。

行政裁量は、行政の行為形式のあらゆる段階・場面で問題化する可能性があるが⁽⁵⁾、これまでの争訟の多くが、「行政処分」段階で争われてきたため、本稿では行政処分の逸脱・濫用を中心課題として論じている。

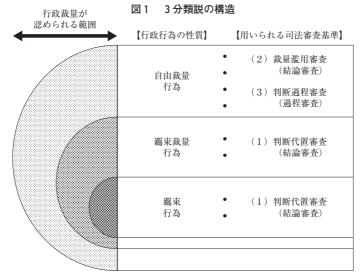
3. 行政裁量の限界

行政庁による裁量行為(特に自由裁量行為)に対しては、伝統的に「裁量不審理原則」が妥当し、例外的に違法となる余地があると捉えられてきた。1962年に制定された行政事件訴訟法の30条においても、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる」と定められており、「裁量権の逸脱・濫用」があれば、当該行政処分は違法となることが確認的に規定されている。

「逸脱」とは、行政機関の判断が根拠法の許容する範囲を逸脱する場合であり(例えば、法律の要件事実を欠く処分や法律解釈を誤った処分)、「濫用」とは、行政機関の裁量行為が一見すると法律の許容範囲内であるが、平等原則や比例原則に違反したり、法律が裁量を付与した趣旨に反するような場合である。つまり、法律の条文自体には違反していないがその他の枠(憲法や法目的)に抵触するような場合である。ここでは、行政裁量を枠づける基準は「根拠規定」だけではなく、「それ以外の法」も含まれる点に留意する必要がある。すなわち、表面上は法律が広い裁量を認めている場合であっても、「それ以外の法」によって裁量が統制される余地が存在しているとも言えるのである。。

4. 従来の行政裁量統制論の類型化 — 3分類説 —

ここでは、従来の行政裁量に対する司法審査の手法の変化や限界を明らかにした上で、行政裁量に対する司法統制に関し類型化を試みたい。審査方法を、(1)判断代置審査、(2)裁量濫用審査、(3)判断過程審査に3分類し、それぞれを並列的に捉える見解が一般的である。以下において、「審査方式」と「審査基準」の2つの観点から、3つの審査方法について、若干の考察を加えたい。



(出所) 筆者作成

(1) 判断代置審査(結論審査)

この審査方式は、行政庁による裁量的判断を裁判所が全面的に審査し直し、その結果と行政庁の判断が一致しない場合には、裁判所の判断を優先して行政行為を取り消すものであり、「最大限審査」とも呼ばれる⁽⁸⁾。この審査方法は、行政庁の裁量が全く認められない「覊束行為」に対し、一般的に用いられている。また、近時は行政庁に一定の裁量が認められる「覊束裁量行為」についても用いられる傾向にある(図1参照)。

しかし、「自由裁量行為」にまで、この判断代置審査を適用すれば、行政 庁の裁量権行使に関する権限を全く認めないことになる。将来的な予測を伴 う政策問題に関し、司法判断を行政判断に優先(判断代置)させることは問 題である。すなわち、①裁判官は政策に関する専門家・政治的代表ではない 上に、②裁判は、当事者主義の下で進められるため、政策決定に関する情報 が十分に集まる保証がない、その結果、社会的効用の低い決定をする可能性 がある⁽⁹⁾。 したがって、図1にまとめているように、行政裁量において、「覊束裁量行為」を除く行政処分については、(1)の判断代置審査を用いず、(2)の裁量濫用審査、あるいは、(1)(2)の中間的審査である(3)判断過程審査(結論ではなく行政庁の判断過程に着目した審査方式)が用いられる傾向にある(0)。

(2) 裁量濫用審査(結論審査)

3.で言及した行政庁による裁量権の「逸脱」(踰越)、「濫用」の問題は、 法効果の面では差異がないため、裁判所は両者を一括して「裁量権の限界」 の問題として取り扱っている。「裁量濫用審査」で用いられている具体的な 審査基準として、①重大な事実誤認(裁量権行使の前提事実の誤認)、②法 の目的違反・不正な動機、③平等原則違反(合理的理由なき差別的取扱いの 禁止)、④比例原則違反(行政目的と達成手段との比例、効果裁量の統制)、 ⑤信義則違反、⑥裁量権の不行使(不作為)がある。

ここで、従来、審査密度の低さが指摘されてきた「社会観念審査」(社会観念上著しく妥当性を欠く場合にのみ違法と判断される審査基準であり、「最小限審査」(**)とも呼ばれる)の位置づけが問題となる。裁判上、「社会観念」の具体的内容が明らかにされないまま用いられてきたことに対し、早くから批判が行われてきた(**2)。しかし、近年、裁判所による審査基準の厳格化により、それらの状況は徐々に克服されつつある。

ここでの主要な問題は、この「社会観念審査」を3分類説上、いかに位置づけ、統制するかにある。第一に、「社会観念審査」を上記④の「比例原則」の一部として位置づける方法が⁽¹³⁾、第二に、「裁量濫用審査」で用いられている具体的な審査基準(上記①~⑥)の一つとして並列的に位置づける方法がある⁽¹⁴⁾。

第一の方法は、「社会観念」という曖昧な判断基準を「比例原則」という 客観的基準に取り込もうとする点で評価できる。近時の学説の中には、「社 会観念」(社会通念) に積極的な意義を見出す見解も展開されている。これ は、現代社会の動態の中で、立法時に一義的な判断基準を示すことができなかった法が、科学技術の進化や社会環境の変動によって、その時々の社会状況を「社会通念」として取り込むことにより、成体化し、適切な社会統制機能を果たすようになるという主張である⁽¹⁵⁾。

しかし、この見解では、行政裁量そのものを否定する程の厳格な基準にはなり得ず、行政裁量を認めつつ、過度に厳格な行政処分の場合にのみ違法と認定するというような緩やかな審査基準となる点で問題がある。すなわち、「比例原則」が「社会観念審査」とセットになることで、「比例原則」自体の審査基準を緩やかにしてしまう危険を有するのである。

第二の方法は、根拠規定から一義的に行政処分を導き出す程に厳格に適用した場合のみが「比例原則」違反と捉え、過度に厳しい処分が行われた際の判断を、「比例原則」を用いずに「社会観念」上、判断しようとするものである⁽¹⁰⁾。

しかし、これでは、社会的多数派(と思われる)の判断をもって「社会観念」と捉えられ、その結果、社会的少数派の権利・利益が制限される危険を招来させる。また、担当裁判官による「社会観念」(法的常識)が判断基準となるため、裁判官の主観的価値判断の影響を受ける可能性がある。

なお、近時、「社会観念審査」が適用された事例として、東京地判平成25 年9月17日(新石垣空港事業認定処分取消請求事件)⁽¹⁷⁾がある。

(3) 判断過程審査(過程審査)

(2)で考察した「社会観念審査」のような審査密度の低い審査基準を修正するための手法として注目されているのが小田急本案判決でも用いられた「判断過程審査」である。同判決は、「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」と述べ、「判断過程審査」と「社会観念審査」が結合したような表現となっている。

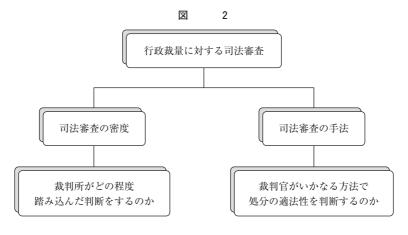
近時の判例においても、最判平成19年12月7日 (海岸占用不許可事件)⁽¹⁸⁾、東京地判平成25年12月12日 (江戸川区スーパー堤防事業取消請求事件)⁽¹⁹⁾、金沢地判平成26年5月26日 (犀川辰巳ダム建設事業認定処分取消請求事件)⁽²⁰⁾が同様の判決手法を踏襲している。

この判決手法は、「社会観念審査」の枠内にとどまりながらも、考慮事項の考慮・不考慮、及び考慮事項間の比較考慮(重み付け)の適正さに関する審査にまで踏み込むことによって、審査密度を向上させようとする新たな試みである⁽²¹⁾。

しかし、小田急本案判決においても、要考慮事項間の比較衡量が実際に適切に行われたか否かを、裁判所が自ら検証しようとしたものではなく、「社会観念審査」と「判断過程審査」という2つの審査方式の結合によっても実体法的審査密度が常に向上するわけではない⁽²²⁾。

したがって、図2で示すように「審査方式」の問題と「審査密度」の問題 は区別して議論を進めるべきであり⁽²³⁾、その上で、「審査密度の向上」の手 法について検討を加えていく必要がある。

以下において、行政裁量統制密度向上のための重要な判決手法である「判断過程審査」を中心に据え、今後の行政裁量統制の判断枠組みついて考察を加えたい。特に、従来の判例・学説の展開を踏まえ、審査基準の精緻化や体系化を行う。



5. 司法統制密度と審査基準との対応関係

図2で示したように司法審査の「密度」の問題は、裁判所がどの程度踏み込んで判断をするのか、に関する問題である。具体的には、(1)行政庁に裁量の余地がなく、裁判所が「判断代置審査」の手法を用いて行う「最大限審査」、(2)行政庁に比較的狭い裁量を認めつつ、「判断過程審査」等の手法を用いて裁判所がある程度踏み込んだ審査を行う「中程度の審査」、(3)行政庁に広範な裁量を認め、裁判所は「社会観念審査」の手法を用い、社会観念上著しく妥当性を欠く場合にのみ違法と判断する「最小限の審査」がある⁽²⁴⁾。行政裁量の広狭と裁判所の審査基準との対応関係を示せば、以下の図3のようになる。

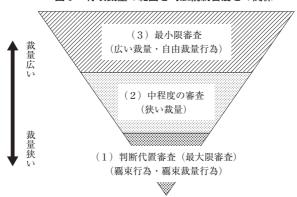


図3 行政裁量の範囲と司法統制密度との関係

以下、裁判事例を(1)~(3)の観点から整理していく。

(1) 最大限審査

4.(1)で言及したように、伝統的行政法学の図式に従えば、覊束行為及び覊束裁量行為に対しては、裁判所は、理論上は「判断代置審査」の手法を用いた司法審査を行うことになる。しかし、裁判実務におけるそういった事例は、ほとんど見受けられない⁽²⁵⁾。

(2) 中程度の審査

生命・身体・健康等の高度な人権価値を認められ、その保障範囲も比較的明確な法益(「優越的法益」と呼ぶこともある)への侵害をもたらす行政活動に関しては、自由裁量の余地のある権限行使でも、比較的厳格な適法性審査が行われてきた⁽²⁶⁾。生命・身体・健康への危険を伴う先端科学技術利用に関する行政活動の適法性が問題となる典型例として、原子炉設置許可の際の安全審査の問題がある。この問題について争われてきた伊方原子力発電所訴訟⁽²⁷⁾において、最高裁は、原子炉施設の安全性は、「多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要」であり、そのため専門家委員会の「科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である」として、原子炉施設の安全性の判断が行政庁の専門技術的裁量に属することを事実上認めた。

他方、原子炉施設事故発生時には生命・健康への直接的かつ重大な侵害が予想されるため、当該安全性については慎重な判断が求められる。そこで、最高裁は、①安全性に関する行政庁の判断の基礎になった専門家委員会の判断過程に不合理な点があってはならないとし、②これらの判断過程の合理性の審査には、安全性に関する具体的審査基準及びそれを適用して行われる調査・審議・判断の過程という二局面にわたる合理性の審査が含まれるとし、さらに、③二局面における安全性判断の合理性については、いずれも「現在の科学技術水準に照らし」た審査が要求されると判示した(28)。

以上のように、「専門技術的裁量」に対する「判断過程審査」の手法によって、「中程度の審査」が行われてきた。

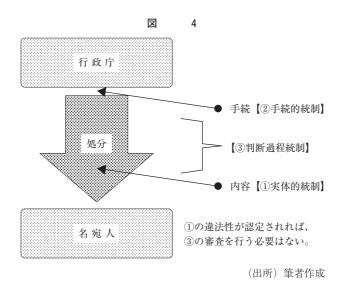
(3) 最小限審査

行政庁の裁量権の承認を前提とした上で、処分の適否について原則的には 審査を控える場合がある。その典型例が、4.(2)で言及した「社会観念審査」の手法である。また、4.(3)でも言及したように、小田急本案判決で 最高裁が示したように「社会観念審査」と「判断過程審査」の結合によって も実体法的審査密度が向上せず、最小限審査に留まる場合もある。

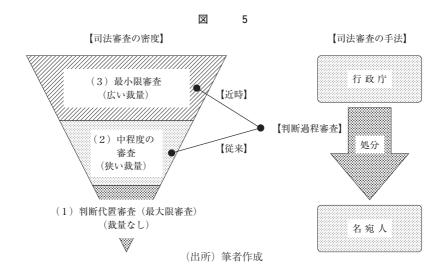
判例は、裁量の範囲・内容は、各処分ごとに、根拠法規に関する裁判所の法律解釈によって判断しており、その際の考慮要素は、①処分の目的・性質、対象事項、②処分における判断の性質、③処分の根拠法規の定め方等であり、それらを総合的に考慮した上で判断している⁽²⁹⁾。

6. 司法審査の手法

司法審査の手法は、①処分の内容(結果)に着目する「実体的統制」、②処分がなされた手続に着目する「手続的統制」、③行政庁の判断過程に着目する「判断過程統制」がある(図4参照)。司法審査の密度は、「処分の種類」によって決まるのに対し、司法審査の手法は「事案」に応じて選択される⁽³⁰⁾。4.(3)で言及したように、現在「判断過程審査」は、多くの事例で適用されており、従来の「中程度の審査」に該当するものもあれば、近時は「最小限審査」に該当するものもある。



「判断過程審査」の手法と司法審査の密度の関係について図式化すれば図 5のようになる。



7. 判断過程審査の精緻化作業

ここでは、判断過程審査を整理した図6を前提に論じていく。判断過程審査を使う場面は、結論の適否を裁判所が直接判断することが困難であって、「一定の場合」に、その判断過程の過誤・欠落の有無について審査される場合である。「一定の場合」とは、①政策判断が、特定の基礎資料の収集・調査や考慮すべき要素に関する調査・認定等の一定の定型的な判断過程を経て最終決定に至ることが必然的であると認められる場合、②専門機関の関与等、複合的段階的な行政過程を経て最終決定に至ることが予定されている場合、を挙げることができる⁽³¹⁾。

判断過程審査は、判例理論上、(1)判断過程に「不合理な点がなかったか」について審査する手法(判断過程合理性審査)と、(2)処分に際して「考慮すべき」あるいは「考慮すべきでない」事項に着目する手法(考慮要素審査)に大別することができる。

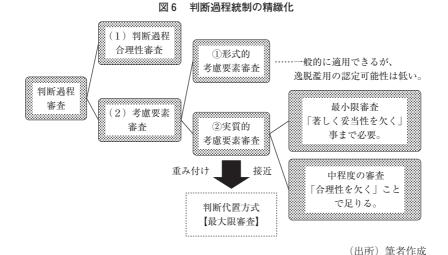
- (1)を採用した判例として、前出伊方原発訴訟や圏央道あきる野 IC 事件 (東京高判平成18年2月23日)⁽³²⁾がある。
- (2)の考慮要素審査については、考慮すべき事項(要考慮事項)を考慮したか、考慮すべきでない事項(他事考慮)を考慮しなかったか、についてのみ審査する方法(①形式的考慮要素審査)と、各考慮要素に「重みづけ」(重要度の評価)を行い、その評価を誤った場合にも裁量権の逸脱・濫用を認める方法(②実質的考慮要素審査)がある。
- (2)-①は、一般的適用が可能であると考えられているが、あくまで形式的・表層的な審査に留まるため、裁量権の逸脱・濫用に該当するケースは実際には多くはないと考えられる⁽³³⁾。一方、(2)-②を適用した判例として前出海岸占用不許可事件、日光太郎杉事件控訴審判決(東京高判昭48年7月13日)⁽³⁴⁾、二風谷ダム事件(札幌地判平9年3月27日)⁽³⁵⁾が挙げられる。前出小田急本案判決においても「最小限審査」の事案において、(2)-②を適用したと考えられる。

「最小限審査」では、評価の誤りによって処分が「著しく妥当性を欠く」ことが必要であるが、「中程度の審査」では、考慮要素の誤りにより処分が「合理性を欠く」ことで足りると解される。この点において「判断過程合理性審査」と「実質的考慮要素審査」は内容的に接近しているものの、前者が判断過程の合理性を要求するにとどまるのに対し、後者は考慮要素の考慮要素の重み付け(重要度の評価)を行うことにより、審査の厳格化の可能性を有する。また、その前提として考慮要素を合理的に構造化しておく必要があり、審査手法の精緻化の可能性をも有する点において、両者は区別されるべきである。なお、(2)一②を厳格に適用すれば、「判断代置審査」に接近する可能性(危険性)がある点にも留意する必要がある。

8. 今後の議論の方向性

多くの環境行政訴訟で行政裁量の違法性が争われてきたように、司法権による行政裁量統制への社会的期待は大きい。特に、福島第1原発事故後、行政機関による判断過程の客観化と対外的透明性の確保ないし可視化が求められるようになった。そのような国民的意識の高まりの中で、司法権による行政裁量統制の厳格化要請はむしろ当然ともいえる。

しかし、一方で民主的責任基盤や十分な専門能力を有しない裁判所に過度に踏み込んだ判断を求めることは困難であるし、また、裁判官によってかなり判断内容に差異がある点も問題である(36)。したがって、今後、裁判所には、行政機関の専門技術的あるいは政策的判断を尊重した上で、実質的考慮要素審査を原則的な審査基準とし、裁判実務を集積する中で考慮要素を合理的に構造化しつつ、個別事案の中で各考慮要素の「重みづけ」(重要度の評価)によって司法審査の実質化・厳格化を図ることが求められる。



注

- (1) 橋本博之 (2009) 『行政判例と仕組み解釈』、弘文堂、145 頁は、行政裁量論が置かれた状況を「行政裁量に関する理論的枠組みの溶融化現象と、裁判実務上の判断価値統制の拡張的活用とが同時進行する状況」と表現する。
- (2) 改正行訴法 9 条 2 項の裁判実務への影響については、山下義昭 (2012)「取消訴訟の原告適格を基礎づける『法律上の利益』について(1)」、福岡法学論叢 56 巻 4 号、617-637 頁を参照。
- (3) 最判平成 18 年 11 月 2 日、民集 60 巻 9 号 3249 頁。村上裕章 (2011)「小田急高架化事業認可取消訴訟 裁量統制」、淡路剛久・大塚直・北村喜宣編・環境法判例百選[第 2 版]、108-109 頁。角松生史(2008)「騒音問題と都市計画事業の適法性 小田急訴訟上告審本案判決」、平成 19 年重判解(ジュリ 1354 号)、38-39 頁。
- (4) 字賀克也(2013) 『行政法概説 I 行政法総論【第 5 版】』、有斐閣、317 頁。
- (5) 宇賀、前掲書 4、41 頁参照。従来、行政裁量に関する問題は、わが国の行政事件訴訟 法が行政行為中心主義を採用してきたため、行政行為(行政処分)を中心に議論され てきた。しかし、行政裁量は行政庁のすべての行為形式(行政基準、行政計画の策定、 行政行為、行政契約、行政指導等)で問題となる。
- (6) 曽和俊文(2014)『行政法総論を学ぶ』、有斐閣、194-196 頁は、行政裁量の司法的統制に関し、「裁量処分の司法的統制」と「行政裁量の司法的統制」を区別して論ずる必要性を指摘する。
- (7) 原島良成·筑紫圭一(2011) 『行政裁量論』、放送大学教育振興会、23 頁。
- (8) 宇賀、前掲書 4、326 頁。
- (9) 原島·筑紫 (2011)、前掲書7、25-26 頁。
- (10) 榊原秀訓 (2013)「社会観念審査の審査密度の向上」法時 85 巻 2 号、5 頁。同 (2012) 「行政裁量の『社会観念審査』の審査密度と透明性の向上」室井力先生追悼『行政法の原理と展開』、法律文化社、117-138 頁。
- (11) 小早川光郎 (2005) 『行政法講義 下Ⅱ』、弘文堂、195 頁。
- (12) 室井力(1978)「現代行政と行政法の理論」同『現代行政法の展開』、有斐閣、19頁。
- (13) 塩野宏(2013) 『行政法 I [第五版補訂版]』、有斐閣、134頁。
- (14) 芝池義一(2010) 『行政法読本(第2版)』、有斐閣、73-76頁。
- (15) 三浦大介 (2008) 「行政判断と司法審査」、磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅲ』、有斐閣、122-123頁。三浦は、法が「社会通念」を取り込み、適切な社会統制機能を果たすために成体化・自己形成化する過程に着目し、社会通念が「行政庁と裁判所の協働によって具体化される」と表現する。
- (16) 榊原(2013)、前掲書10、6頁。
- (17) 清水晶紀 (2014) · TKC Watch 環境法 No.42。
- (18) 判時 1992 号 43 頁。須藤陽子(2009) 平成 20 年度重判解(ジュリ 1376 号)、46-47 頁。
- (19) 福永実 (2014) · TKC Watch 行政法 No.140。

- (20) 三好規正 (2014) · TKC Watch 環境法 No.48。
- (21) 正木宏長 (2011) 「判断過程の統制について 日光太郎杉事件判決再読」水野武夫先生古稀記念『行政と国民の権利』189-190頁。この点につき、行政裁量を最大限尊重する「社会観念審査」を「形式的(形ばかりの)社会観念審査」、「社会観念審査」と「判断過程審査」の結合した審査手法を「実質的社会観念審査」と呼ぶ場合がある(曽和「2014」・前掲書6、201-211頁)。
- (22) 亘理格(2014)「行政裁量の法的統制」、高木光・宇賀克也編『行政法の争点』、有斐閣、120頁。
- ② 村上裕章(2013)「判断過程審査の現状と課題」、法時85巻2号14頁。山本隆司(2012)『判例から探究する行政法』、有斐閣、232頁。
- ②4 同様の分類方法を支持する見解として、小早川(2005)前掲書11、194頁以下。村上(2013)、前掲書23、14頁。
- (25) 例えば、最判平成9年1月28日(民集51巻1号147頁)は、土地収用法における補償額について争われた事案であるが、「補償額」の決定につき収用委員会には裁量権は認められず、「裁判所は、収用委員会の補償に関する認定判断に裁量権の逸脱濫用があるかどうかを審理判断するものではなく、証拠に基づき裁決時点における正当な補償額を客観的に認定し、裁決に定められた補償額が右認定額と異なるときは、裁決に定められた補償額を違法とし、正当な補償額を確定すべきものと解するのが相当である」と判示した。
- (26) 亘理 (2014)、前掲書 22、120 頁。
- ②7 民集 46 巻 7 号 1174 頁。高木光 (2011)「伊方原発事件 科学問題の司法審査」、環境法判例百選 [第 2 版]、202-205 頁。亘理格 (2014)「原子炉安全審査の裁量統制 論 福島第一原発事故から顧みて」、論ジュリ 3 号、26-30 頁。
- (28) 亘理 (2014)、前掲書 22、120 頁。
- ② 川神裕(2006)「裁量処分と司法審査(判例を中心にして)」、判時1932号11頁。
- (30) 村上(2013)、前掲書23、14頁。
- (31) 川神 (2006)、前掲書 29、12-13 頁。
- (32) 判時 1950 号 27 頁。由喜門眞治 (2011) 「圏央道あきる野 IC 事業認定・収用裁決事件 土地収用法 20 条 3 号該当性」、環境法判例百選 [第 2 版]、104-105 頁。由喜門は、後述する日光太郎杉事件、二風谷ダム事件についても「判断過程合理性審査」の枠内で捉え、その中で考慮要素の審査が行われた事例と位置づける。
- (33) 村上(2013)、前掲書23、15頁。
- (34) 判時 710 号 23 頁。越智敏裕 (2011)「日光太郎杉事件 土地の適正利用と文化的自然環境の保護 |、環境法判例百選「第2版」、196-197頁。
- (35) 判時 1598 号 33 頁。山下竜一(2011)「二風谷ダム事件 先住少数民族であるアイヌ 民族の文化的環境の保護」、環境法判例百選 [第2版]、200-201 頁。
- (36) 村上(2011)、前掲書 2、109頁。

※本論稿は、平成26年6月28日に開催された日本計画行政学会九州支部第35回大会 (沖縄国際大学) における筆者による口頭報告「環境訴訟における行政裁量統制」を論 文としてまとめたものである。貴重な御助言を賜った諸先生方にお礼申し上げたい。